

## 今月のコンテンツ

### [ 経営のお役立ち情報 ]

I. インボイス制度 シリーズ1

II. 給与所得として課税されるものあれこれ

III. SaaSの現在位置

### [ 今月のトピックス ]

・金融庁情報コーナー

・今月のブックマーク

・ウェビナーのお知らせ

## I インボイス制度

### ー シリーズ1 インボイス制度って何？ ー

令和5年10月1日より消費税に関してインボイス制度が適用されます。このインボイス制度の目的は売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。このインボイス制度への変更に伴い、請求書の作成等で変更点が生じます。もし、インボイス制度適用後の令和5年10月1日以後も変更点をそのままにして従来通りの請求書等を作成すればお得意先は消費税の仕入税額控除ができなくなり、過大な消費税納付をすることになりお得意先にご迷惑をおかけすることになります。結果、今後のお取引に悪影響をもたらす可能性があるのでご注意ください。又、消費税免税事業者の方であっても、お得意先との関係で取引条件の変更を余儀なくされる可能性があることで、事前対策として消費税課税事業者を選択される場合もあるかと思いますのでご注意ください。

#### ■ 「消費税の仕入税額控除」をこれからも適用されるためには

令和5年10月1日より消費税の仕入税額控除の要件が、現行の「区分記載請求書等保存方式」から「適格請求書等保存方式」に変わります。同日よりの取引から消費税の仕入税額控除を受けるには一定の場合を除き「適格請求書」の保存が必要となります。また、「適格請求書」に替え「適格簡易請求書」に替えることができる事業者もあります。

#### ■ 「適格請求書」を発行するには

適格請求書を発行するにはその事業者が「適格請求書発行事業者」になる必要があります。

お得意先は原則、この「適格請求書」の保存がなければ、令和5年10月1日以後の取引で消費税の仕入税額控除ができなくなるので、「適格請求書発行事業者」になっておかないとお得意先は消費税を多く納税しなければならなくなります。従って、お得意先は支払先が「適格請求書発行事業者」であるか否かを確認される局面が多くなると考えられます。

#### ■ 「適格請求書発行事業者」になるには

事業者が「適格請求書発行事業者」になるには、納税地を所轄する税務署に「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出する必要があります。

令和5年10月1日より「適格請求書発行事業者」になる（施行日である同日が登録日）には、原則として令和5年3月31日迄にこの登録申請書を提出する必要があります。登録申請書の受付は令和3年10月1日より始まります。

■ 免税事業者の方が「適格請求書発行事業者」になるには

免税事業者の方が「適格請求書発行事業者」になるには課税事業者となる必要があります。

令和5年10月1日を含む課税期間中に「適格請求書発行事業者」の登録を受けた場合は、その登録を受けた日より課税事業者となる（課税事業者選択届出書は提出不要）経過措置がありますが、それ以降は「適格請求書発行事業者の登録申請書」の他に「課税事業者選択届出書」の提出が必要です。

■ 申請後、「適格請求書発行事業者」に登録されたことの確認

「適格請求書発行事業者の登録申請書」を税務署に提出し、審査を経て登録が認められた場合、登録番号など、提出した事業者へ通知されるとともに、インターネットを通じて国税庁ホームページで公表されます。登録番号は法人の場合は「T + 法人番号」、個人事業者の場合は「T + 13桁の数字」となります。

■ 経過措置はないのか

適格請求書発行事業者以外からの課税仕入れであっても6年間仕入税額相当額の一定額を仕入税額控除できる経過措置があります。経過措置は、令和5年10月1日より令和8年9月30日迄の課税仕入の80%、令和8年10月1日から令和11年9月30日迄の課税仕入の50%が仕入税額として控除が可能です。但し、この経過措置を受けるには現行の「区分記載請求書等」と同様の事項が記載された請求書等の保存とこの経過措置の適用を受ける旨を記載した帳簿の保存が必要です。

※令和3年10月1日より「適格請求書発行事業者」の登録申請がスタート致します。令和5年10月1日の施行日に登録事業者になるためには、令和5年3月31日までに登録申請が必要です。TFGでは今後の皆様の申告時期に合わせて、順次、提出有無の確認等申請の提出を実施して参ります。早めにご提出をご希望の方その他免税事業者様でご不明な点等ご相談がございましたら、その都度ご対応させていただきますので弊法人の巡回分担者までお問い合わせくださいませ。

## II 給与所得として課税されるものあれこれ

### ー 見落としがちな現物支給 ー

日本人が収入を得る手段として最も身近な存在である給料。所得税や住民税の計算上、給与所得として課税されます。

現在、日本では約5,900万人の給与所得者がいるといわれ、そのうちの約4,800万人が年末調整だけで税金計算を済ましているといわれています（数字は国税庁発表の「民間給与実態統計調査結果(令和元年版)」参考）。しかし、そのほとんどの方は「年末調整したらいくら還付されるのかな？」という興味しかなく、収入金額そのものを意識している方は少ないように思います。一方で給料を支払う事業者側にとっても実際に金銭で支給するもの以外にも給与として認定されるものもあり、中身は結構奥深いものがあります。その中から、今回は給与所得の収入金額とされるものを確認していきたいと思います。

## ■ 給与所得の意義

所得税法では、俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与である、と規定されています。一般的な給料とされるもののほか、個人の青色事業者が支給する青色事業専従者給与はもちろん、白色事業者の事業所得の計算上生じる事業専従者控除額も含まれます。

## ■ これらの性質を有する給与？

この「これらの性質を有する給与」というものの存在が給与所得の内容を複雑にしています。様々な手当や食事等の現物支給、商品の値引き販売といったいわゆる「現物支給」も含まれるからです。さらに、非課税とされる給与もあるので注意が必要になります。

以下に給与所得の収入金額に算入すべき「現物支給」を列挙していきたいと思います。ここで挙げられるものはすべて給与に該当しますので注意が必要です。

### 1. 通勤手当

公共交通機関利用者は1月あたり15万円まで、マイカーや自転車利用者・徒歩通勤者でも住まいから事業所までの距離に応じて一定額が所得税を課されない、という規定があるものの、これを超える部分は所得税が課されます。公共交通機関利用者が1月15万円以上かけて通勤することは近畿圏ではあまり見られませんが、マイカーや自転車利用者・徒歩通勤者が規定の金額以上の通勤手当が支給されているケースはよく見かけますのでご注意ください。

### 2. 食事手当

従業員に対し食事や弁当を提供する場合でその従業員がその価額の半分以上を負担している場合には所得税が課されることはありませんが、これを超える部分は所得税が課されます。

### 3. 社宅等の貸与

社宅や寮を借りる際に事業者がその一部を負担してもらう場合、その負担額が支払賃借料の50%未満である場合には所得税が課されることはありませんが、これを超える部分は所得税が課されます。

### 4. 社内表彰等の懸賞金

永年勤続表彰に関連して物品で授与した場合には原則として所得税が課税されることはありませんが、それ以外の場合、特に金銭・商品券等で授与した場合には所得税が課されます。

この他にもいろいろ挙げられようかと思いますが、従業員に対し、金品を渡す場合、もしかしたら給与になるのではないかと（税金がかかるのではないかと）という視点を持っていただければ幸いです。



## 金融庁情報コーナー

現在、手形に代わりファクタリングサービスが多くなってきております。手形の紛失などを防げるなど便利な側面がある一方、ヤミ金融業者による違法な貸付が報告されています。中小企業の経営者などを狙い、貸金業登録を受けていないものがファクタリングを装って、貸付（債券担保貸付）を行っている事案が確認されています。次の場合はファクタリングを装った貸付の疑いがありますのでご注意ください。

1. ファクタリングとして勧誘を受けたが、契約書に「債権譲渡契約（売買契約）」であることが定められていない。
2. ファクタリング業者から受け取る金銭（債券の買取代金）が債権額に比べて著しく低額である。

また高額な手数料を取るファクタリングを利用すると、かえって資金繰りを悪化させる要因ともなりますので十分注意が必要です。

### III SaaS の現在位置

－ コロナ禍で中小企業にも広がりを見せる －

コロナ禍における昨今、ソフトウェアの使用方法がかなり変化してきています。従来は、パッケージ製品を購入して自らのパソコンでソフトウェアを稼働させ、利用する形態でありました。（エクセル・ワードなどが該当する。ただしMicrosoft365はエクセル・ワードをインターネット上で利用できるSaaSの一つです。）一方、ソフトウェアを提供者側のコンピューターで稼働させ、ユーザーはそのソフトウェア機能をインターネットなどのネットワーク経由でサービスとして使用し、サービス料を支払う形態に変化してきています。それが、SaaSです。そこでまずは、メリット・デメリットを整理しておきましょう。

#### ■ SaaS のメリット

1. 使用した期間・量だけの料金で済む
2. 常に最新のソフトウェアの機能を使用できる
3. コンピューターの導入・構築・管理が最小限になる
4. ユーザー数や処理量の急激な増減にも対応しやすい
5. プロバイダ側も新規ユーザー獲得が容易
6. ソフトウェアの販売よりも売り上げの向上・平準化になる
7. サポート・保守のサポートが軽減できる

#### ■ SaaS のデメリット

1. プロバイダ側や通信回線、ネットワークの障害時には使用できない
2. セキュリティ上の概念
3. ユーザー固有の仕様変更や運用変更は困難
4. 長期利用の場合は割高になる可能性がある

整理できたところで、ではなぜ中小企業にも広がりを見せているのか？

今までは、懐疑的な部分が多く、一部大企業で活用されていましたが、コロナという今までにない要因で企業活動の見直しの機運が高まっています。そこで従来のような企業活動が制限されDX・リモートワークという新しい概念が登場し、会社に出社しなくても半ば強引に企業活動をしなくてはならない環境が醸成されました。そこで業務をリモート化することによって感染を回避するだけでなく業務の効率化へとシフトしていきます。特にバックオフィスにあたる労務管理・会計税務申告・契約・承認などの業務が効率化されていきます。

フロントでも営業活動・顧客管理・商談管理の分野にもサービスが広がっています。

#### ■労務管理

1. 入社手続き・雇用契約もペーパーレス  
フォームに従業員が必要事項を入力するだけで完結。
2. 住所変更や扶養変更も手続きに従業員が更新  
フォームに従業員が必要事項を入力するだけで完結。

#### ■会計税務申告

1. クラウド会計ソフトの活用  
DX・リモートワークにも対応できます。
2. AI 機能の導入により自動仕訳  
取引先が同じ場合、自動で仕訳を判断し承認することで完了。
3. フィンテック機能により銀行取引・カード使用履歴の自動化  
フィンテックで銀行データやカード利用データを読み込むことによって金額は確定。同じ取引先ならば自動で仕訳を判断し承認することで完了。
4. 領収書をスキャンすることにより電子保存が可能（届出必要）  
自動読み取りにより同じ取引先の場合は、自動で仕訳もできます。

※TFGでは、クラウド会計、フィンテック、証憑書 AI 読み込み等対応可能でございます。

#### ■契約・承認

1. 電子契約法的効果。電子署名・タイムスタンプ  
電子契約書に電子署名その日時をタイムスタンプで担保することにより、紙の契約書同等の法的根拠が達成できます。
2. 電子承認  
稟議書などをペーパーレスにし、スマホからでも承認ができる。上司の出張などで停滞しがちな決裁業務がスムーズに行えます。

#### ■営業活動・顧客管理・商談管理

営業に関する業務を管理して効率化できます。データ化することによって、一元管理ができるようになり、顧客との良好な関係維持にも一役買ってくれます。

上記の内容がすべてできれば出社しなくても企業活動を妨げる要因が少なくなりペーパーレス化が進んで業務効率が飛躍的に向上することが予想できると思います。

これがコロナ禍の新しいスタンダードになりつつあるというのが現実です。また、SaaS とは知らずに違和感なく使用している場合もあります。今まではこの分野には懐疑的な企業がほとんどでしたが、今はどの企業がこの市場を押しえるのかとしのぎを削っています。従って、ますますこの分野のサービスレベルが向上することが予想できます。現在でも導入時にコストは、安くなっています。業務の効率化は経営者にとっては永遠の課題だと思います。もちろんデメリットもありますので、費用対効果などもよくお考え下さい。その際の参考になれば幸いです。



## 今月のブックマーク

これまでパソコンのOSで多くの方に使われてきたWindowsですが、新しいOSとしてWindows 11が発表されました。元々は業務用で使いやすいWindowsでしたが、デザインが一新しています。今年度後半の発売予定です。ぜひご覧ください。

「Windows 11」

<https://www.microsoft.com/ja-jp/windows/windows-11>

## ウェビナー(WEB配信方式)開催のお知らせ

2023年(令和5年)10月1日から消費税のインボイス制度が導入されます。それに伴い、「適格請求書発行事業者」の登録申請の受付が2021年(令和3年)10月1日よりスタート致します。新たな制度のため混乱をきたす可能性のある制度です。コロナ禍の昨今、集まって行うセミナーに代わりましてウェブでの開催と致します。また、リアルタイムの配信でなく、一定期間の配信期間を設けておりますので、この期間に是非、ご閲覧いただきたいと思います。

この後、内容を変えて今回含め3回シリーズで配信予定をしております。

消費税インボイス制度 シーズ1

### 消費税インボイス制度とは

－ 消費税インボイス制度の登録が始まりました！－

講師 **TFG**税理士法人 税理士 由木勝利

- WEB配信期間 11月1日(月)8:00～11月7日(日)24:00
  - 視聴時間 90分
  - 視聴方法 視聴専用URL(YouTube)を配信時迄にご通知致します。
  - 費用 無料
  - お問い合わせ先 **TFG**税理士法人 担当 藤本
- TEL (06) 6538-0872  
FAX (06) 6538-0896  
メールアドレス info@tfg.gr.jp

**TFG**では経営管理システムの一環として国際基準のISOにも従来より取り組んでおり、また経営計画策定や事業承継、海外取引・進出に関する支援等についてのコンサルティング業務も、ご遠慮なくご連絡ご相談下さいませ！

**TFG**では現在、時差出勤及びテレワークを限定的に実施しております。ご不便をおかけすることがあるかもしれませんがご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

起業・革新・ベンチャー支援・・・Tax&Financial Group

**TFG** 検索

**TFG** 税理士法人  
株式会社東亜経営総研

中小企業経営力強化支援法に基づく経営革新等支援機関に認定されております。

〒550-0011 大阪市西区阿波座1丁目4番4号  
野村不動産四ツ橋ビル8F  
(06) 6538-0872 (代表) FAX (06) 6538-0896  
[URL] www.tfg.gr.jp [E-mail] info@tfg.gr.jp

**TFG**ニュース編集担当 藤本 清